

提案第4号

農林水産業関係事業の取扱いについて

- 1 土地改良事業については、新市においても継続する。
- 2 土地改良区の取扱いについては、現行のとおりとする。
- 3 農業振興対策事業については、稲沢市の制度に統一する。
- 4 農政対策事業については、稲沢市の制度に統一する。
- 5 生産調整推進対策事業については、地域の実情を踏まえ、新市において調整を図る。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	2 5 - 1 8 農林水産業関係事業の取扱い
調整の内容	<ol style="list-style-type: none">1 土地改良事業については、新市においても継続する。2 土地改良区の取扱いについては、現行のとおりとする。3 農業振興対策事業については、稲沢市の制度に統一する。4 農政対策事業については、稲沢市の制度に統一する。5 生産調整推進対策事業については、地域の実情を踏まえ、新市において調整を図る。

【提案理由】

- 1 土地改良施設の適切な維持管理のため、継続し事業の促進を図る。
- 2 土地改良事業を的確に遂行するため、土地改良区への支援を図る。
- 3 地域性を生かした農業振興を推進するため、各種団体の育成を図る。
- 4 効率的な農業経営に向け、都市近郊型農業の発展及び担い手の育成を図る。
- 5 地域性を活かした1市2町の水田ビジョン構築の中で調整する。

【法令・取扱通知等】

土地改良法（昭和24年6月6日法律第195号）

（目的及び原則）

第1条 この法律は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もつて農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

2 土地改良事業の施行に当たっては、その事業は、環境との調和に配慮しつつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに国民経済の発展に適合するものでなければならない。

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）

（市町村の定める農業振興地域整備計画）

第8条 都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。

2 農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 農用地等として利用すべき土地の区域（以下「農用地区域」という。）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分

2 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

2の2 農用地等の保全に関する事項

3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整（農業者が自主的な努力により相互に協力して行う調整を含む。）に関する事項

4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

4の2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

5 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項で、農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進と相まって推進するもの

6 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

3 農業の振興が森林の整備その他林業の振興と密接に関連する農業振興地域における農業振興地域整備計画にあっては、前項第2号から第6号までに掲げる事項を定めるに当たり、あわせて森林の整備その他林業の振興との関連をも定めるものとする。

4 市町村は、第1項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、当該農業振興地域整備計画のうち第2項第1号に掲げる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）については、都道府県知事の同意を得なければならない。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日法律第88号）

（目的）

第1条 この法律は、鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

県から市町村への権限移譲推進要綱(平成15年11月4日 愛知県地方分権推進本部決定)

第1 趣旨

平成12年4月1日に地方分権一括法が施行され、地方分権が実行への段階と進んでいく中、分権型社会への転換を積極的に進めていくため、本県では、県と市町村との役割分担を踏まえた上で、市町村の機能強化と一層の住民サービスの向上を図ることを目的として、平成14年度から平成16年度の間で計画的に市町村への権限移譲を進めてきたところである。

本要綱は、平成16年度以降における県から市町村への権限移譲を一層推進するために制定するものである。このため、本要綱に基づく権限移譲の実施については、県が市町村への権限移譲が可能と判断している事務を一括してメニューとして示し、その中で各市町村（広域連合を含む。以下同じ。）が移譲を希望する事務を申し出ることにより移譲を行う方式を新たに取り入れることとした。

平成15年度に移譲した事務 14法令に基づく25項目

(2月議会提案) < 5法令に基づく6項目 >

法令名	移譲対象市町村	単位番号	移譲単位事務の呼称
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 同法施行規則 同施行細則	各市町村	7	鳥獣捕獲許可事務
		8	鳥獣飼養許可事務

【現況】

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
土地改良事業	<p>国庫補助事業 農村振興総合整備事業 農村振興総合整備事業長束地区 実施出来高設計作成業務委託 同 (線越分)</p> <p>土地改良施設管理施設修繕保全事業 該当なし</p> <p>県費補助事業 単独土地改良事業(県費補助) かんがい排水 1地区 農村総合整備 2地区 機械揚水 1地区 目比地区 事業計画書作成業務委託</p> <p>市単独事業 単独土地改良事業 該当なし</p>	<p>国庫補助事業 農村振興総合整備事業 該当なし</p> <p>土地改良施設管理施設修繕保全事業 該当なし</p> <p>県費補助事業 単独土地改良事業(県費補助) 農村総合整備 2地区</p> <p>町単独事業 単独土地改良事業 応急ポンプ保守委託</p>	<p>国庫補助事業 農村振興総合整備事業 該当なし</p> <p>土地改良施設管理施設修繕保全事業 半六地区</p> <p>県費補助事業 単独土地改良事業(県費補助) 該当なし</p> <p>町単独事業 単独土地改良事業 該当なし</p>	<p>既着工の事業については、新市においても継続する。 なお、新規事業は優先度を新市で検討し、箇所を選定をする。</p>
土地改良事業負担金	<p>国営事業 総合農地防災事業 新濃尾地区 尾張西部土地改良事業</p> <p>県営事業負担金 地盤沈下対策事業 中島地区 地盤沈下対策事業 福田川地区 水質保全対策事業 一の宮井筋地区 湛水防除事業 平和2期地区 地盤沈下対策事業 小池用水地区 湛水防除事業 千代田2期地区 ため池等整備事業 稲島南部地区</p>	<p>国営事業 総合農地防災事業 新濃尾地区 尾張西部土地改良事業</p> <p>県営事業負担金</p>	<p>国営事業 総合農地防災事業 新濃尾地区 尾張西部土地改良事業</p> <p>県営事業負担金 湛水防除事業 平和2期地区</p>	<p>新市においても継続して負担する。</p>

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
農業振興対策事業(野菜生産出荷安定事業)	指定野菜需給安定基金積立補助金 冬春キャベツ、ほうれんそう 冬春なす、冬にんじん、春はくさい	該当なし	該当なし	稲沢市の制度に統一する。
農業振興対策事業(農業者団体等指導育成活動事業)	稲沢市植木生産振興会 稲沢市果樹苗木生産組合 稲沢市緑化樹木研究会 稲沢市花き生産組合 稲沢市農業士会 稲沢市女性農業者会議 稲沢市4Hクラブ	祖父江町植木生産振興会 祖父江町花き園芸振興会 祖父江町イチゴ生産振興会 祖父江町そ菜園芸組合 祖父江町転作営農組合 祖父江町農業士会 祖父江町長岡生活改善実行グループ 祖父江町4Hクラブ	平和町園芸組合 平和町果樹苗木生産組合 平和町花き園芸組合 平和町いちご生産組合 平和町水耕ミツバ生産組合 平和町水耕トマト生産組合 平和町造園組合 平和町農業士会	当面は、現行のとおり継続する。 ただし、新市において一元化に向けて調整する。
鳥獣保護及び有害鳥獣等駆除	ヌートリア 職員対応 カラス 職員対応 鳥獣飼養登録票交付 鳥獣飼養登録更新 鳥獣飼養登録票再交付 飼養鳥足環 病虫害駆除	カラス・ひよ鳥 中島猟友会委託 鳥獣飼養登録票交付 鳥獣飼養登録更新 鳥獣飼養登録票再交付 飼養鳥足環 病虫害駆除 すずめ蜂 養蜂組合委託	ヌートリア 職員対応 鳥獣飼養登録票交付 鳥獣飼養登録更新 鳥獣飼養登録票再交付 飼養鳥足環 病虫害駆除 すずめ蜂 養蜂組合委託	ヌートリアの駆除は、職員対応とし、カラスの駆除は、猟友会へ委託する。 鳥獣飼養登録票交付等の窓口については、新市で調整する。 すずめ蜂の駆除は、養蜂組合へ委託する。

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
農政対策事業 (近代化資金)	近代化資金利子補給 一般資金 前期 159件 1,600,838円 後期 151件 1,542,880円	近代化資金利子補給 一般資金 前期 53件 959,343円 後期 50件 878,662円	近代化資金利子補給 一般資金 前期 9件 283,544円 後期 6件 176,027円	稲沢市の制度に統一する。 ただし、合併までに承認されたものは現行制度を適用する。
農政対策事業 (経営基盤強化資金)	認定農業者の農業経営改善計画達成のための農地、果樹、家畜、機械導入等の資金の利子補給 貸付限度額 個人 150,000,000円 法人 500,000,000円 償還期間 25年以内(措置期間10年以内) 補給率 2.0%~3.0% (本人負担の1/2を補助) 1人 55,615円	認定農業者の農業経営改善計画達成のための農地、機械導入等の資金の利子補給 貸付最高限度額 個人 150,000,000円 法人 500,000,000円 償還期間 25年以内(据置期間10年以内) 3.5%を実質金利に引き下げるのに必要な額の1/3に相当する額。 1人 37,671円	認定農業者の農業経営改善計画達成のための農地、機械導入等の資金の利子補給 貸付最高限度額 個人 150,000,000円 法人 500,000,000円 償還期間 25年以内(据置期間10年以内) 3.5%を実質金利に引き下げるのに必要な額の1/3に相当する額。	稲沢市の制度に統一する。 ただし、合併までに承認されたものは現行制度を適用する。
地域農政対策事業 (認定農業者等育成)	認定農業者等育成事業 (42人) 農業経営改善計画の検討会 (年4回:委員6人) 稲沢市構造政策推進会議 (年4回:委員15人) 組織化検討	認定農業者等育成事業 (7人) 農業経営改善計画の検討会 (要綱はあるが文書照会にて認定) 組織化予定なし	認定農業者等育成事業 (4人) 農業経営改善計画の検討会 随時 組織化予定なし	新市において、制度の見直しを図る。
農業振興地域整備計画	農業振興地域整備計画 特別管理 平成15年度見直し 一般管理 年4回	農業振興地域整備計画 特別管理 平成17年度見直し予定 一般管理 年4回	農業振興地域整備計画 特別管理 平成15~16年度見直し 一般管理 年4回	現行の計画を新市に引き継ぎ、平成20年を目標として見直しをする。

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
生産調整推進対策事業	<p>生産調整推進対策協議会 割当面積 565.2ha 全農家配分 生産調整推進対策事業</p> <p>とも補償加入推進費補助金 1,000 円/1,000 m²</p> <p>集落推進費補助金 一般 500 円/1,000 m² 現地確認報償費 均等割 4,570 円/組合 面積割 320 円/1,000 m²</p> <p>農協推進費補助金 景観形成作物推進費補助金 62,968 m² コスモス 63,250 円 バラ 30,000 円 レンゲ 33,000 円 菜の花 48,500 円 平成 16 年度で廃止する。</p>	<p>水田農業経営確立対策推進協議会 割当面積 265.6ha 全農家配分 生産調整推進対策事業</p> <p>とも補償加入推進費補助金 1,000 円/1,000 m²</p> <p>集落推進費補助金 一般 1,500 円/1,000 m² 集団 3,500 円/1,000 m² 転作確認賃金 平等割 2,000 円/組合 1 筆あたり 55 円</p> <p>農協推進費補助金 該当なし</p>	<p>水田農業経営確立対策推進協議会 割当面積 117.8ha 全農家配分 水田農業経営確立対策費</p> <p>とも補加入推進費補助金 1,000 円/1,000 m²</p> <p>集落推進費補助金 一般 1,500 円/1,000 m² 確認報償金 確認 200 円/戸 推進 200 円/戸</p> <p>農協推進費補助金 転作等補助金 管理休耕除草剤補助 3 円 / m² 平成 16 年度で廃止する。</p>	<p>地域の実情を踏まえ、新市において調整を図る。</p>
農業委員会の証明手数料	<p>農地基本台帳証明 なし 証明願 200 円 記載事項証明 200 円 納税猶予適格者証明 200 円 生産緑地主たる従事者証明 200 円 買受適格者証明 200 円</p>	<p>農地基本台帳証明 200 円 (他部局添付の場合のみ徴収)</p>	<p>手数料徴収なし</p>	<p>稲沢市の制度に統一する。</p>

【先進事例】

市町村名	合併の期日	農林水産業関係事業の取扱い
香川県 東かがわ市 (新設合併)	平成15年4月1日	<p>農林水産業関係事業の取扱い</p> <p>(1) 農振農用地区域については、当分の間、現行のとおりとし、新市において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。</p> <p>(2) 農業振興地域整備促進協議会については、新市において新たに設置する。</p> <p>(3) 農業経営基盤促進対策事業については、引き続き実施する。</p> <p>(4) 農業経営基盤促進対策事業の促進体制(組織等)については、新市において新たに組織するものとする。</p> <p>(5) 農業経営基盤促進対策事業のマスタープランについては、新市において作成する。</p> <p>(6) 農業経営基盤強化資金利子助成事業及び認定農業者農地集積支援事業については、引田町の例により実施する。</p> <p>(11) 生産調整推進基本計画については、新市において作成する。</p> <p>(12) 生産調整に対する助成措置については、新市において調整する。</p> <p>(13) 生産調整町単独助成事業については、事業廃止を前提に新市において調整する。</p> <p>(14) 農業関係団体については、現行のとおりとする。</p> <p>(20) 有害鳥獣駆除関係については、白鳥町の例により調整する。</p> <p>(21) 土地改良事業のうち、継続事業については、現行の補助率で新市に引き継ぐ。 新規事業については、事業採択時に新市において調整する。ただし、単独県費土地改良事業補助事業については、引田町の例により調整する。</p> <p>(22) 土地改良事業の受益者負担割合については、継続事業は、現行の負担率で新市に引き継ぐ。 新規事業は、事業採択時に新市において調整する。ただし、単独県費土地改良事業補助事業は、引田町の例により調整する。</p> <p>(23) 土地改良事業に係る町単独補助事業は、合併時に廃止し、新市において検討する。 行政区については、合併までに現町村において統合再編に努め、新町に移行する。 なお、新町においても住民にとって身近で、かつ不均衡等が生じないよう行政区の再編を検討する。</p>
愛知県 田原市 (編入合併)	平成15年8月20日	<p>農林水産業関係事業</p> <p>(1) 農林水産業の振興に関する各種計画については、新市において新たな計画を策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>(2) その他農林水産に関する各種事務事業については、田原町の制度に統一する。 ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ調整を行うものとする。</p>